

特別徴収に係る市県民税の納期の特例に関する申請書

唐津市長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	名 称 (氏 名)			特別徴収義務者 指 定 番 号														
						法 人 番 号													
		所在地			連 絡 者	所 属													
						氏 名													
年 月 日 提 出		代表者の 氏 名				電 話 番 号	() -												

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収に係る市県民税の納期の特例の適用についての承認を申請します。

納期の特例の適用を受けようとする税額	年 月分以降の市県民税特別徴収税額		
申請の日前6か月間の各月の給与の支払を受ける者（唐津市以外に住所を有する者を含む。）の人員及び各月の給与の支払金額 ※平常時に雇用するパートタイム労働者やアルバイト等は、常時勤務者に該当し、繁忙期において臨時に雇用する者は、臨時勤務者に該当します。	月 区 分	給与支払人員	給与支払額
	年 月	常時勤務者 人	円
		（臨時勤務者 人）	（ 円）
	年 月	常時勤務者 人	円
		（臨時勤務者 人）	（ 円）
	年 月	常時勤務者 人	円
		（臨時勤務者 人）	（ 円）
	年 月	常時勤務者 人	円
		（臨時勤務者 人）	（ 円）
	年 月	常時勤務者 人	円
		（臨時勤務者 人）	（ 円）
	年 月	常時勤務者 人	円
		（臨時勤務者 人）	（ 円）
	年 月	常時勤務者 人	円
		（臨時勤務者 人）	（ 円）
1 現に市税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
2 申請の日前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合には、その年月日			

「納期の特例」の制度について

給与の支払を受ける者が常時10人未満である事業所等については、所得税の源泉徴収と同様に特別徴収税額の納期の特例の制度があります。これは、小規模な事業所の納入事務負担を軽減するため、特別徴収税額の納入を毎月行うことなく、6月から11月までの間に徴収した分については11月分の納期限（通常は12月10日）までに、12月から翌年5月までに徴収した分については5月分の納期限（通常は6月10日）までに、それぞれ納入することができるという制度です。

この特例の適用を受けようとするときは、表面の「特別徴収に係る市県民税の納期の特例に関する申請書」に必要事項を記入して提出してください。

ただし、次のような場合には承認することができません（既に承認済みの場合は取消しになります）ので、ご注意ください。

- (1) 給与の支払を受ける者（唐津市以外に住所を有する者を含む）が10人以上である場合
（この場合の人数には、繁忙期に限って臨時に雇用しているような者は含みません。）
- (2) 現に市税等の滞納があり、かつ、それがやむを得ない理由によるものとは認められない場合

また、承認を受けた後で、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、その旨を遅滞なく届け出てください。

なお、一度承認を受ければ、取消しになる場合（上記(1)、(2)と同様）に該当しない限り、翌年度以降も継続して特例の適用を受けることができますので、毎年改めて特例の適用を申請する必要はありません。